

政令第三百十号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日は、平成二十七年九月四日とする。

理由

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める必要があるからである。